

➤ 10連休ならびに改元に関する各種対応のご案内

2019年4月27日（土）から5月6日（月）の期間は、天皇の即位の日（5月1日）の制定等により10連休となり、また、5月1日（水）には改元も実施されます。

弊行では、この期間中の各種サービスのご利用につきまして、できるだけお客さまにご不便をおかけすることが無いよう準備を進めておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（ご案内につきましては、順次追加してまいります。）

ご案内

- ☐ 10連休に伴う各種データの伝送（お持込み）期限のお取扱いについて
- ☐ 伝送サービスを利用した「住民税データ」授受のお取扱いについて
- ☐ 改元に伴う手形・小切手のお取扱いについて

以 上